

工 事 検 査 の 基 準

(平成17年3月22日施行)

(1) 基本事項

工 種	検査実施内容	検 査 方 法
一般共通事項	1. 延長の検査	起終点もしくは適宜抽出した各測点間について検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	2. 幅員、法長、法勾配、高さ、深さの検査	各測点又は必要に応じ適宜抽出した測点について検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	3. 基準高、縦断、横断、勾配の検査	(1) 基準高(工事施工基準高=B、M又は仮B、M高さを含む)は、必要あると認めるとき検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。 (2) 縦断、横断、勾配は必要に応じて適宜検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	4. 平面線形	計画中心線を基準に各法線を見通し、特に曲線部取合せ法線を確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	5. 主要資材の検査	規格、品質、数量等を写真並びに関係書類によるほか、その他必要に応じて検測、あるいは試験により判定する。
	6. 構造物の検査	(1) 長さ、幅、高さ、品質等を検測及び確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。 (2) コンクリート構造物の強度確認は、段階確認資料及び施工管理資料によるほか、シュミットハンマー、その他の方法で表面強度を確認するとともに、必要に応じてコア採取による圧縮強度試験あるいはコンクリートの充填程度等の水密性を注水試験によって確認する。 なお、重要構造物の鉄筋、鉄骨、PC鋼材等の配筋、配置等については、中間検査及び段階確認資料並びに施工管理資料による。
	7. 埋設構造物の検査	埋設構造物は、中間検査及び段階確認資料並びに施工管理資料による。
	8. 基礎工の検査	重要構造物の基礎工は、中間検査によるほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	9. 建設副産物処理の検査	建設副産物処理は、必要あると認めるときは実地に確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	10. その他	特記仕様書にあるものはそれによる。

(2) 出来形検査

工 種	項 目	検査実施内容	検 査 基 準
1. 土 工			
1-1	一般土工	基準高、断面、延長	1 工事原則 3 箇所とし規模に応じ適宜検測する。
1-2	道路土工	基準高、幅員、法長、延長	1-1 に準ずる。
1-3	河川土工	基準高 (天端、河床)、天端幅、河道幅、法長、延長	1-1 に準ずる。
2. 基礎工			
2-1	直接基礎	基準高、幅、長さ、地層対比	重要な構造物基礎以外は段階確認資料及び施工管理資料によるほか、必要あると認めたときは、1 構造物について 1 箇所以上。
2-2	ぐり石基礎等	基準高、幅、厚さ、長さ	
2-3	既製杭基礎	基準高、中心間隔 (偏心)、杭頭処理	1 工事 3 箇所以上。
2-4	場所打杭基礎	基準高、偏心	
3. 矢板工 〔鋼矢板・コンクリート矢板等〕		基準高、長さ、横方向 (中心線のズレ)	
4. 法覆工			
4-1	石積 ブロック積 (張)工	基準高、長さ、天端幅、厚さ (裏込)、法長	1-1 に準ずる。
4-2	連結ブロック工	基準高、長さ、マット重ね合せ長、鉄筋、溶接長、径	1-1 に準ずる。
4-3	籠工及び枠工	長さ、幅、厚さ、網目、鉄線径、延長	1-1 に準ずる。
4-4	吹付工 (コンクリート、モルタル)	延長、法長、厚さ	法長及び厚さ検測は、1 工事 3 箇所以上。
4-5	芝工 (吹付、植生工)	延長、法長	1-1 に準ずる。
4-6	厚層基材吹付工	延長、法長、厚さ	1-1 に準ずる。
5. コンクリート擁壁 〔護岸 堤防〕		基準高、幅、厚さ、長さ	1-1 に準ずる。
6. 樋門、函渠、開渠等		基準高、幅、長さ、高さ、延長	樋門は本体部、呑口、吐口部につき任意の部分。函渠、開渠は同種構造物ごとに任意の部分につき 1 箇所以上。

工 種	項 目	検査実施内容	検 査 基 準
7. 根 固 工 〔消波工〕 〔護岸工〕 〔護床工等〕 7-1	製 作 据 付	長さ、幅、厚さ 基準高、幅、厚さ、延長 ※1 ※2	同種構造物につき1個以上。 1-1に準ずる。 異形ブロック据付状況留意事項 (1) かみ合わせの良否。 (2) 局所的な空白の有無。 (3) 標準断面と全体の外観。 護床工の場合は、施工面積に応じて適宜検測する。
8. 堰 提 工 〔頭首工〕 〔床固工等〕		基準高、幅、厚さ、高さ、延長、 通水断面	同種構造物適宜検測。 各構造物につき3箇所以上。
9. 橋 梁 工 9-1	下 部 工	基準高、幅、高さ、径間長、 法線、斜度、基礎工	径間長は各径間ごとに、その他は同種構造物につ き1基以上。
9-2	上 部 工 (鋼 橋)	(1) 工場仮組立時 支間長、桁長、主桁、主構の中 心間隔、通り、そり、鉛直度、 高さ、主構の組立等の橋梁形式 により実施する。 (2) 現場架設時 支間長、基準高、桁の中心間隔、 ボルトの締付	工種ごとに検測するほか、段階確認資料及び施工 管理資料による。
9-3	上 部 工 〔P. C 橋〕 〔ポストテン ション桁〕	桁高、桁長、桁幅(上、下) 直線度、配筋、シース配置、主 桁コンクリートの強度	9-2に準ずる。
9-4	上 部 工 (床 版)	基準高、配筋、幅、厚さ、長さ	基準高は1径間当たり1箇所以上。その他の確認 は両端(支点上)及び中央部1箇所以上。小径間 の場合は適宜検測する。
9-5	支 承 工	据付高さ、ズレ、中心間隔、水 平度、移動可能量	
10. 鋼材塗装		塗装膜厚測定	橋梁桁断面については、1工事3断面以上とし、 その他桁構造物については、塗装面積により適宜 検測する。
11. 路 盤 工	下 層 上 層	基準高、幅、厚さ、延長、横断 勾配	1-1に準ずる。 厚さの検測は中央左右千鳥とする。

工 種	項 目	検査実施内容	検 査 基 準
12. 表層工 (舗装)	基 層 表 層	基準高、幅、厚さ、平坦性、延長、横断勾配	11. に準ずる。但し、平坦性については段階確認資料及び施工管理資料による。
13. トンネル		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	1-1 に準ずる。 巻厚については検測孔により確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
14. 地すべり工			
14-1	集水井	位置、基準高、断面、長さ	井筒、1基ごとに適宜検測する。
14-2	集排水 (ポーリング)	せん孔、位置、孔数、方向、長さ	1工事2本以上検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
15. 下水道管渠			
15-1	開削工	延長、基準高、中心線のズレ	1-1 に準ずる。
15-2	推進工	延長、基準高、中心線のズレ	1-1 に準ずる、又は段階確認資料及び施工管理資料による。
16. 山腹工			
16-1	暗渠排水等	延長、布設深、径、詰石等	必要に応じ適宜検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
16-2	筋工	土羽、張芝、積苗、植生芝 吹付植生、形状寸法	1工事2箇所以上検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
16-3	柵工	(木柵、鉄柵、編柵)形状寸法、間隔、柵高	延長200mにつき1箇所以上。 (3.0m以上を検測)
16-4	伏工	(むしろ状、粗朶状、わら状) 形状寸法	16-2 に準ずる。
17. ほ場整備工			
17-1	表土扱	耕土厚	つぼ掘り等により10haにつき1箇所、1工事につき2箇所以上。(1箇所50a未満9点、50a以上15点)
17-2	基盤整地 整地仕上	均平度 (指定ある場合は基準高)	17-1 に準ずる。
17-3	支線道路等	標準断面寸法、敷砂利幅、厚さ	延長1,000m未満は2箇所以上、1,000m以上は概ね1,000m増すごとに1箇所(敷砂利厚は1箇所、1点)
18. 暗渠排水、 客土工			
18-1	暗渠排水 (湧水処理を含む)	埋設深、間隔、延長	10haにつき1箇所、1工事につき2箇所以上(1箇所、1渠線)埋設深は吸水渠の上(100m以上ある場合は中間)、下流端、水閘出口の3箇所(100m以上ある場合は4箇所)。

工 種	項 目	検査実施内容	検 査 基 準
			(間隔は段階確認資料及び施工管理資料による)
18-2	客 土 (耕土搬入を 含む)	撒布厚は集積土量	17-1 に準ずる。
19. 土壌汚染 対策工	(17. ぼ場整備工及び	18. 暗渠排水、	客土工に準ずるほか次による)
19-1	土壌改良	改良資材量	施工管理資料等により使用量を確認する。
19-2	かくはん工	かくはん深さ	17-1 に準ずる。
20. 農用地造 成工			
20-1	障害物除去	刈払い、抜排根	施工管理資料等により確認する。
20-2	耕起、砕土	深さ	つぼ堀等により 3haにつき 1 箇所以上。 3ha未満は 2 箇所以上。
20-3	改良山成	勾配	1 団地 1 箇所以上。
20-4	土壌改良	改良資材量	施工管理資料等により使用量を確認するほか、 PH 値は適宜検測する。
20-5	播種填圧	(草地のみ)	観察により確認するほか、段階確認資料および 施 工管理資料による。
21. パイプ方 式かんがい 工			
21-1	配水管	基準高又は、埋設深、延長	施工延長500mにつき 1 箇所以上、延長は 1 工事 につき 2 路線以上。
21-2	散水管	埋設深	3haにつき 1 箇所以上。
21-3	弁類及びボ ックス	規格形状寸法	1 工事 3 箇所以上。
21-4	ファームポ ンド	基準高、形状寸法	構造図に基づき適宜検測する。
22. 水路工			
22-1	現場打コンク リート(大型 フリュームを 含む)	基準高 幅、高さ、厚さ、延長	1 工事 3 箇所以上。 10 スパンにつき 1 箇所、1 工事 2 箇所以上。 延長は点間距離を適宜検測するほか、段階確認資 料及び施工管理資料による。
22-2	ブロックライ ニング (積張・連結)	基準高ある場合は基準高 ブロック規格寸法、断面、延長	22-1 に準ずる。 15 スパンにつき 1 箇所、1 工事 2 箇所以上。

工 種	項 目	検査実施内容	検 査 基 準
			22 - 1 に準ずる。
22 - 3	フリーム等 (排水、U字フ リームを含 む)	基準高ある場合は基準高 規格寸法 延長	22 - 1 に準ずる。 用・排水路ごとに、1,000 mにつき1箇所、1工 事2箇所以上。 22 - 1 に準ずる。
22 - 4	小用排水装工 等	規格寸法、延長	22 - 3 に準ずる。
22 - 5	管水路 (A) (幹支線)	基準高、中心線のズレ、接合 延長	1 工事 3 箇所以上。 ジョイント間隔概ね 200 mにつき 1 箇所、1 工事 2 箇所以上確認するほか、段階確認資料及び施工 管理資料による。(原則として 800 mm 以上は管 内部よりとし、700 mm 以下は管外より観察確認 する。) 22 - 1 に準ずる。
22 - 6	管水路 (B) (小口径、集排、 飲雑用水等)	埋設深 (又は基準高) 延長	500 m 未満は 2 箇所以上、500 m 以上は概ね 500 m 増すごとに 1 箇所以上。(集排の埋設深は 1 径 間の上・下流端とする。) 22 - 1 に準ずる。
22 - 7	付帯構造物	出来形寸法	構造図に基づき 1 工事 2 箇所以上。
22 - 8	水 路 ト ン ネ ル	基準高 断面、巻厚、延長	1 工事 3 箇所以上。 同上、ただし巻厚はせん孔、又は中間検査及び段 階確認資料並びに施工管理資料による。
23. 揚排水機 場工			
23 - 1	機場床版ポ ンプ座	基準高、出来形寸法	構造図に基づき適宜検測する。
23 - 2	吸吐出水槽	基準高、出来形寸法	23 - 1 に準ずる。
23 - 3	配 管		23 - 1 に準ずる。

(3) 品質検査

工 種	項 目	検査対象	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法	
1. 共 通 1-1	構造物	適宜	構造物又は付属設備等の性能は設計図書、仕様書と対比して適切か。	主に操作のうえ検査する。	
	1-2	材料	同上	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 必要に応じて実測又は試験する。	
2. 土 工 2-1 2-2	土質又は岩質	(2) 出来形検査に準ずる	1. 土質岩質は設計図書と一致しているか。	(1) 主に段階確認資料及び施工管理資料並びに観察（ブルーフローリング試験）により検査する。 (2) 必要に応じて実測する。	
	支持力又は密度		2. 支持力又は密度は設計図書、仕様書と対比して適切か。		
3. 路盤工 3-1 3-2	合成粒度、材質	同上	1. 路盤材料の合成粒度は設計図書、仕様書と対比して適切か。	段階確認資料及び施工管理資料並びに観察（ブルーフローリング試験）のほか、支持力又は密度試験を実施する。（同一路盤構成2箇所以上）	
	支持力又は密度		2. 支持力又は締固の密度は設計図、仕様書と対比して適切か。		
4. セメン トコンク リート工 4-1	コンクリートの強度		コンクリートの強度は設計図書、仕様書等と対比して適切か。	(1) 段階確認資料及び施工管理資料並びに観察（豆板、表面の砂、エアール、亀裂）により検査する。 (2) 表面強度を試験する。（同一構造物3箇所以上、又は1工事3個以上） (3) 必要に応じて抜取りコアを試験する。（同一構造物3本以上）	
	4-2	コンクリート水密性	(別表)コンクリート注水検査基準による	コンクリートが均一に施工されているか。 必要に応じてさく孔し、注水試験により検査する。	
5. アスファルト、コンクリート工 5-1 5-2 5-3 5-4	アスファルト使用量	(2) 出来形検査に準ずる	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び打設温度は、設計図書、仕様書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコア及び検査時採取したコアを観察するほか、段階確認資料及び施工管理資料により検査する。 (2) 必要に応じ試験する。（同一舗装3本以上）	
	5-2				骨材粒度
	5-3				密度
	5-4				打設温度

工 種	項 目	検査対象	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法
6. 基礎工 6-1 6-2	支持力 上部構造部との 関係	適宜	1. 支持力は設計図書、仕様書と 対比して適切か。 2. 基礎の位置、上部との接合等 は適切か。	(1)主に段階確認資料及び施工 管理資料並びに観察により検 査する。 (2)必要に応じ試験する。
7. 法覆芝 工及び植生 工(吹付)	発芽状況	適宜	被覆土質、芝の規格品質、種子 吹付の配合、品質等は設計図書及 び仕様書と対比して適切か。	段階確認資料及び施工管理資 料並びに観察により検査する。
8. コンク リート二次 製品 8-1 8-2	規格寸法 布設状況	(2)出来形検 査に準ずる	規格寸法、品質、仕上面どおり、 すり付等は適切か。	(1)設計使用承認 JIS 規格、カ タログ、社内規格値との照合 のほか、観察により検査する。 (2)必要に応じ検測あるいは試 験する。
<p>(注) この基準により難しい場合は、適宜決定して実施する。</p>				

(別表) コンクリート注水試験基準

工 種	検 査 基 準	検 査 方 法
石積工、コンクリートブロック積工等	必要に応じ実施する。	天端にさく孔し、注水試験を行い、胴コンの充填程度、水密性を検査する。(さく孔深は、天端では1.0 m以上とする。)
その他コンクリート構造物	必要に応じ実施する。	さく孔し、注水を行いコンクリートの充填程度、水密性を確認する。(さく孔深は、天端では概ね1.0 m以上とする。)

(4) 建築工事検査

工 種	項 目	検査実施内容	検査方法	検査資料等
1. 一般共通事項				
1-1	一般事項	1. 設計図書に基づく工事全般 2. 現場の納り、取合い等 3. 発生材の処理方法	(1) 図面と仕様書(特記仕様書を含む)を照合する。 (2) 設計変更(有無)は適切に行われているかを確認する。	設計図書 変更設計図書 発生材調書
1-2	工事現場管理			現場代理人 主任技術者届 安全・衛生管理者届 工事用電力設備の保安責任者届
1-3	工程表、施工計画書その他	実施工程表及び施工計画書は適切か。	実施工程表及び施工計画書による。	実施工程表 施工計画書
1-4	材料	1. 材料の品質等は適正か。 2. 材料は、設計図書に定められた条件に適合するか。	(1) 規格品については、規格証明書による。 (2) 規格品によらないものについては、品質証明書又は材料検査、試験成績書による。	規格証明書 品質証明書 検査・試験成績書
1-5	施工	1. 施工管理は適切か。 2. 施工の一工程は設計図書に定められた条件に適合するか。	施工の検査(抽出検査等)記録によるほか、検測等により確認する。	供試体の試験報告書等、技能士・電気担当技術者・施工管理技術者等の名簿
1-6	記録	1. 記録等の整備 2. 完成図等の整備	(1) 記録等により、工事の全般的な経過を確認する。 (2) 完成図等と照合し、工事の完成を確認する。	週報(月報) 工事写真 見本品 試験成績書等、案内図、配置図、平面図及び仕上げ表等建物の保全に関する説明書
1-7	中間検査	1. 工事の完成後では検査が著しく困難であるものについて確認 2. 工事の完成後では手直しが著しく困難であるものについて確認	中間検査により、適正な施工を確認する。又は段階確認資料及び施工管理資料により確認する。	検査要請書

工 種	項 目	検査実施内容	検査方法	検査資料等	
2. 仮設工事	2-1	縄張り、やりかた足場その他	1. ベンチマークの確認 2. やりかたの確認	必要があると認めたときに検測する。	
	2-2	仮設物撤去その他	仮設物撤去その他確認	完成検査時撤去跡及び付近の清掃、地均し等の状態を確認する。	
3. 土工事	根切り及び埋戻し	1. 埋戻し及び盛土の種類 2. 建設副産物の処分は適切か。	(1)種別による締固め状態を確認する。 (2)建設副産物処理は必要あると認めたときは実地に確認する。	工事写真	
4. 地業工事	4-1	既成コンクリート杭地業	1. 杭の種類、許容強度及び支持力 2. 杭打ち工法、継手及び杭頭の処理 3. 施工精度、打込み深さ(長さ)、芯ズレに対する措置 4. 試験杭の位置 5. 設計支持力 6. 打込状況 7. 支持力の算定	(1)専門業者の仕様によるほか、杭打ち工事報告書により確認する。 (2)杭打ち試験報告書により確認する。	専門業者の仕様 杭打ち工事報告書 規格証明書 品質証明書
	4-2	鋼杭地業			
	4-3	場所打ちコンクリート杭地業			
	4-4	ピア地業			
	4-5	杭打ち試験			
	4-6	割石地業	材料及び工法は適切か。	必要あると認めたときに締固め、厚さ等を検測する。	工事写真
	4-7	砂利地業			
	4-8	捨コンクリート地業			
5. 鉄筋工事	5-1	材料	異形鉄筋、丸鋼の種類、品質、径等は適正か。	(1)規格品については規格証明書による。 (2)規格品によらないものについては、品質証明書又は、材料試験成績書による。	規格証明書 品質証明書 試験成績書
	5-2	加工及び組立て	加工及び組立て状態は適切か。	設計図書に基づき検測する。又は段階確認資料及び施工管理資料による。 (鉄筋工事については要請による中間検査をする。)	工事写真 段階確認資料 施工管理資料
	5-3	ガス圧接	圧接部の強度及び施工状態は適切か。	抜取り試験成績書によるほか、外観の検査をする。	引張試験成績書 外観検査記録 工事写真

工 種	項 目	検査実施内容	検査方法	検査資料等
6. コンクリート工事	6-1 コンクリートの材料	1. セメントの種類 2. 骨材の種類及び品質 3. 混和材料(混和剤、混和材)	(1)設計基準成績書を確認する。 (2)レデーミクストコンクリートの類別を確認する。 (3)計画調合表(計算書を含む)により確認する。	
	6-2 調合	計画調合表は適切か。		計画調合表
	6-3 品質管理	コンクリート強度の確認	品質管理資料によるほか、打込状況を確認する。	品質管理試験成績書、工事写真 保温管理の記録 (寒中コンクリート)
	6-4 型枠	支柱の盛替え、取外し等は適切か。	必要あると認めるとき、せき板、支柱の在置期間を確認する。	
7. 鉄骨工事	7-1 材料	材質、品質、形状及び寸法は適切か。	(1)規格品については規格証明書による。 (2)規格品によらないものについては品質保証書又は材料試験成績書による。 (3)製作所の社内規によるものについては品質保証による。	規格証明書 試験成績書 品質証明書 品質保証書
	7-2 高力ボルト接合	1. 組立及び締付けの状態は適切か。	(1)元締め完了後の締付け検査記録によるほか、外観の検査をする。	締付け検査記録
	7-3 溶接接合	2. 溶接の適用範囲による。	(2)溶接完了後の検査成績書による。	検査成績書(UT) 工事写真
	7-4 塗装	1. さび止め塗料及び塗装の状態	(1)さび止め塗料の種別により、外観の検査をする。	規格証明書
	7-5 耐火被覆	2. 耐火被覆材の種別及び所要性能は適切か。	(2)種別及び所要性能により、外観の検査をする。	規格証明書 検査成績書
	7-6 アンカーボルト	3. ボルトの保持及び埋込は適切か。 4. 建方、建入は適切か。(鉄筋工事については要請による中間検査をする。)	(3)耐火構造の表示方法による、指定マークを確認する。 (4)ナット及び座金による締付け状態を確認する。 (5)建入れ検査記録によるほか、主要な部分を検測する。又は段階確認資料及び施工管理資料による。	建入れ検査記録 工事写真 段階確認資料 施工管理資料

工 種	項 目	検査実施内容	検査方法	検査資料等
8. ブロック 及びALC パネル工事	8-1 補強コンクリート ブロック積み 8-2 れんが及び坑 火石積み 8-3 フレキャストコンクリート ALC パネル	材料の材質、品質、 形状、寸法及び施工状 況は適切か。	(1)規格品については規格 証明書による。 (2)規格品によらないもの については、品質証明書 又は材料試験成績書によ る。 (3)施工状態を工事写真な どで確認する。	規格証明書 品質証明書 試験成績書 工事写真
9. 防水工事	9-1 アスファルト防水 9-2 合成高分子 ルフィング®防水 9-3 塗膜防水 9-4 シーリング	防水層の種別により 材料及び工法を確認す る。 1. 材料の種別、耐久 性及び材種の確認 2. 工法は適切か。	(1)施工の検査資料による。 (2)製造所の仕様による。 (1)外部に面する部位につ いて施工状況を確認する。 (2)接着性試験成績書によ る。	規格証明書 品質証明書 専門業者の仕様書 工事写真 規格証明書 (有効期間) 試験成績書
10. 石工事	石材及びテラ ゾブロック の類	1. 材料 2. 仕上げの種類 3. 下地ごしらは適 切か。 4. 工法は適切か。	(1)材料は見本品により確 認する。 (2)施工状況を工事写真な どで確認する。 (3)外観の検査する。	見本品 工事写真
11. タイル 工事	11-1 タイル張り 11-2 タイル型枠先 付け	1. 材料及び工法は適 切か。 2. タイル型枠先付け の種別 3. 材料及び工法は適 切か。 4. 接着力	(1)検査及び試験の記録に よるほかは外観の検査を する。 (2)伸縮目地の寸法及び施 工状態を確認する。	接着力試験記録 工事写真 規格証明書 (製造年月日)
12. 木工事	12-1 木材 12-2 工法	1. 木材の含水率 2. 木材の材質及び樹 種 3. 主要な木材の断面 寸法 4. 表面仕上げ 5. 継手及び仕口 6. 諸金物 7. 防腐処理など 8. 設計条件に適合す るか。(木造建築物 については、建方完 了時要請による中間 検査をする。)	(1)木材の含水率試験によ る。 (2)規格品については、マ ークを確認する。 (3)規格品によらないもの については、監督員の承 諾をうけたものによる。 (4)断面寸法を検束する。 (5)表面仕上げの状態は外 観の検査をする。 (6)継手及び仕口の施工状 態は外観の検査をする。 (7)諸金物による締付け状 態を確認する。 (8)防腐処理などの処理状 況及び材料を確認する。 (9)段階確認資料及び施工 管理資料による。	含水率試験記録 工事写真 規格証明書

工 種	項 目	検査実施内容	検査方法	検査資料等
13.屋根及び とい工事 13-1 13-2 13-3 13-4	長尺亜鉛鉄板 ぶき 折半ぶき 波形石綿スレート ぶき とい	材料及び工法の確認	(1)規格品についてはマークの表示又は規格証明書による。 (2)工法などの確認は設計図書によるほか、専門業者の仕様により確認する。	規格証明書 品質証明書 専門業者の仕様書 工事写真
14.金属工事	金属製品の製作及び取付け	1. 金属製品の材、寸法、表面処理等は適切か。 2. 取付施工状態	(1)製品の種別により検測及び外観の検査をする。 (2)取付施工状況を工事写真などで確認する。	規格証明書 製品の表面処理 試験成績書 工事写真
15.左官工事	下地処理及び材料種別ごとの仕上げ	1. 下地処理状況 2. 材料の調合及び塗り厚は適切か。 3. 仕上げの種別ごとの仕上がり状態 4. 吹付けロックウールの配合及び密度は適切か。	(1)下地処理状況は工事写真等で確認する。 (2)種別ごと施工箇所別に外観検査をする。 (3)調合及び塗り厚は製造所の仕様、見本品等によるほか、施工箇所別に外観の検査をする。	規格証明書 品質証明書 見本品 製造所の仕様書 工事写真 施工時の気象記録
16.建具工事	建具の取付及び性能、機能	1. 建具の取付状態 2. 建具の性能、機能 3. 建具用金物の機能及びガラスの区分は設計条件に適合するか。	(1)現場組立及び取付状況を工事写真などで確認する。 (2)取付調整後、箇所別に開閉機能及び締まりを確認する。 (3)建具金物の機能及びガラスの区分は設計図書と照合する。	規格証明書 製作所による社内 検査成績書 製作所の仕様書
17.塗装工事	素地ごしらえ及び塗料種別ごとの仕上げ	素地ごしらえ状況、塗料種別ごとの塗り工法(工程、種別、塗料、規格及び塗布量)は適切か。	(1)工事写真等で確認する。 (2)種別ごと施工箇所別に外観の検査をする。 (3)塗料の塗布量及び仕上がりは、見本塗板によるほか、施工箇所別に外観の検査をする。 (4)防火材料の指定がある場合は認定表示を確認する。	工事写真 規格証明書 (規格番号、規格名称) 製造所の製品証明書 見本塗り板 塗装時の気象記録

工 種	項 目	検査実施内容	検査方法	検査資料等
18.内装工事	材料種別ごと、 施工部位別仕 上げ	1. 材料の材質、品質、 形状、寸法等は適切 か。 2. 施工状況及び仕上 がり状態 3. 仕上げの下地は適 切か。	(1)規格品については規格 証明書による。 (2)規格品によらないもの については品質証明書又 は材料試験成績書によ る。 (3)施工状況を工事写真等 で確認し、仕上がり状態 は部位別に外観の検査を する。 (4)防火材料の認定表示を 確認する。 (5)防火性能を有するもの についてはその認定表示 を確認する。	規格証明書 品質証明書 製造所の製品証明 書 見本品 工事写真
19.舗装工事 (構内の舗装)	19-1 路床 19-2 路盤 19-3 舗装 19-4 その他	1. 材料及び工法 2. 支持力比及び締固 め度 3. 舗装種別ごとの材 料、配合及び工法は 適切か。 4. 施工範囲は適切か。	(1)路床土の支持力比 (CBR)試験資料による。 (2)締固め度の検査資料に よる。 (3)製造所の品質証明書及 び実施配合資料による。 (4)切取り検査及び抽出試 験成績書によるほか、一 部測定する。 (5)施工範囲を設計図書と 照合確認する。	試験資料 検査資料 品質証明書 配合資料 抽出試験成績書 規格証明書 工事写真
20.排水工事	排水工事	材料、工法及び排水 機能は適切か。	(1)規格証明書による。 (2)土中配管の施工状況は 工事写真により確認する。 (3)通水試験をする。	規格証明書 工事写真
21.植栽工事	植栽その他	材料、及び工法（植 付等）は適切か。	(1)樹木の高さ、葉張り（枝 葉）、幹回りなどを検測 するほか、外観の検査を する。 (2)植付け等の施工状況は 工事写真による。	
22.雑工事	材料別、工種 別、取付工法 及び仕上がり	1. 材料の材質、品質、 形状、寸法等、決め られた条件に適合す るか。 2. 工種別工法を確認 し、施工は適切か。	(1)規格品については規格 証明書による。 (2)規格品によらないもの については品質証明書な どによる。 (3)施工(加工)取付状態を 設計図書と照合確認する。 (4)カーテン等は防火性能 の認定表示を確認する。	規格証明書 品質証明書 貫通孔その他の工 事写真 間知石及びコンク リート間知ブロッ ク積み 工事写真

(5) 建築設備工事検査

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
1. 一般共通事項	1-1 設計図書の確認 1-2 既試験事項の確認	1. 設計書と図面との照合確認。 2. 監督員の指示や、現場の納まり等による設計変更にとらぬ軽微な変更事項の確認。 3. 設計図書と請負人使用資材、機器との照合確認。 1. 中間検査及び施工中における水圧試験、気密試験、絶縁抵抗、接地抵抗試験等のデータ及び写真の確認。 2. 官公署検査、民間委託による検査、及び試験機関による機器などの検査済証、試験成績書等の確認。	検査方法、試験値、検査基準については、JIS,JEM,電気設備技術基準によるほか、建設大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事共通仕様書と電気設備工事共通仕様書による。
2. 仮設工事		1. 必要あると認めるときは、検測等で確認。 2. 撤去及び跡地付近の清掃、地均し。	
3. 機械設備工事	機器等の取付状況	1. 設計図書に示す機器、資材の型式、性能、寸法、数量等の確認。 2. 機器の外観、構造及び取付支持接続の状態の確認。 3. 通水、通気を行い、各器具の流量調節、漏水等の有無及び器具を操作してその機能を確認。 4. 機器を運転し、その性能、動作等の状況を確認。	すくなくとも各室の任意箇所1箇所は確認のこと。
4. 電気設備工事	機器等の取付状態	1. 設計図書に示す機器、資材の型式、性能、寸法、数量等の確認。 2. 機器の外観及び構造並びに取付支持接続の状態の確認、取付位置の検測及び保守点検上支障の有無を確認。 3. 通電し、切替装置を操作して、点灯等により器具の良否を確認。 4. 機器を運転し、その性能、動作等の状況を確認。	

(6) 機器及び機器施設工事検査

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
1. 一般共通事項			
1-1	一般事項	<p>中間検査を実施し設計図書その他関係書類により適正とされたものについては省略することができる。</p>	<p>主要回転運動部分、主要負荷部分、その他保安、機能上の主要部位。</p> <p>塗装基準による。</p> <p>設計製作図面による。</p> <p>労働安全衛生法、その他</p> <p>JISに定めがある場合はそれによる。</p>
1-2	指示事項の確認	<p>1. 中間検査時に指示事項があった場合はその処置の確認。</p>	
1-3	工期、材質、規格、寸法	<p>1. 契約書による工事完成期日の確認。</p> <p>2. 材質は中間検査時確認されてあれば省略。 材質は特に指定がなければ、JIS,JEC,JEM規格を標準とし中等品以上であることの確認。 材質確認はミルシート若しくは物理的試験によるが、品質を保証し得るバックデータがある場合はそれによることができる。その他主要部分の規格、寸法の検測。</p>	
1-4	加工法	<p>1. 現場溶接の場合は、JISによる有資格者の確認。</p> <p>2. 工場製作物にあつては品質を証明できるバックデータの確認。</p> <p>3. 仕上げ塗色、下塗りを含む仕上げまでの塗装回数、錆止めまでを含む塗色及び塗膜厚の確認。</p> <p>4. 加工精度(油密、水密、気密等)の確認。バックデータとは、JIS,JEMその他関係法令及び基準等により定められた試験方法で実施した成績書等をいう。</p>	
1-5	総合性能試験	<p>十分な試運転完了後、総合性能試験を実施する。</p> <p>1. 所定の設計性能数値と実測値の検測確認。</p> <p>2. 安全制御方式に指定があればその確認。</p> <p>3. 安全方式に特に指定がなければ関係法規に適合するか否かの確認。</p> <p>4. 振動、騒音、局部過熱、回転伝達部分のスリップの確認。</p> <p>5. 負荷は全負荷の1/2以上で試験検測する。</p> <p>6. その他設計目的達成の確認に必要な事項の検測(各計器類の作動及び指示数値の確認等を含む)</p>	

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
2.機械器具 設置工事	機械器具設置	<p>1. 配置位置の確認。 機械的動力伝達部分がある場合は中心線の確認。</p> <p>2. アンカー部分の確認(基準の高さ及び強度等について)</p> <p>3. 各機械の型式、規格、主要寸法の検測、性能の確認(回転数等については計算若しくは検測)</p> <p>4. 総合機能と安全性の確認。</p> <p>5. 設置に伴う土木・建築工事については当該基準による。</p> <p>6. 関係法令に対する適合の確認。</p> <p>7. 水門扉設置工事等にあつては承認事項について検測する。 承認事項以外のことについては水門鉄管技術基準により検測する。</p>	<p>平面図、配置図等による。</p> <p>仕様書、銘板、その他による。試験成績書若しくは計器による。</p> <p>水門鉄管技術基準</p>